

町 長 行 政 報 告

■ 直接請求による住民投票条例について

7 月 24 日に四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問うための住民投票条例の制定の請求を行うため、条例制定請求代表者証明書の交付申請書が町長宛に提出されました。

町選挙管理委員会において、直接請求代表者が選挙人名簿に登録されていることなどを確認しましたので、7 月 28 日に条例制定請求代表者証明書を交付し、同日から条例制定請求代表者による署名収集が行われたところです。

8 月 4 日に選挙管理委員会へ署名簿が提出され、選挙管理委員会が 8 月 5 日から 8 月 21 日まで審査をし、8 月 22 日から 8 月 28 日までの 7 日間縦覧を行い、その縦覧期間中に異議の申出がありませんでしたので、8 月 29 日に有効署名総数 782 名と確定して、その旨記載した署名簿を直接請求代表者へ返付しています。

8 月 30 日には条例制定請求代表者から署名簿及び証明書を添えて条例制定請求書の提出がありましたので、地方自治法第 74 条第 3 項の規定により、議案第 45 号として条例案並びに町長の意見を付して今議会へ付議をしたところです。

■ 文化的施設整備事業について

文化的施設整備事業については、昨年 12 月の議会定例会において、施設本体の建築工事費等を含む令和 6 年度までの総事業費（継続費の増額補正）について議決をいただいたことから、令和 6 年度中の開館を目指して整備を進めているところです。

施設本体の実施設計については、昨年 10 月に一旦完了していましたが、入札を実施するにあたり実施設計後における資材価格の高騰等を反映する必要があることから、本年 5 月より積算単価の更正等を行ってきたところです。その作業も 6 月末に完了し、最新の積算単価による設計金額が確定しました。その結果、昨年 10 月時点での設計金額と比較した場合、一定の価格高騰は見られたものの、想定の範囲内であったことから、昨年 10 月の実施設計をもとに、資材価格の高

騰等を見込んで計上した継続費予算の範囲内での設計金額となっています。

また、建設予定地に係る民有地の取得については、土地収用法に基づく事業の認定を受けるため、高知県知事に対し本年4月に認定申請を行い、6月下旬に認定となりました。この認定をもって所轄税務署に対し「譲渡所得等の課税の特例に関する事前協議」の申し入れを行ったところ、7月に協議が完了しています。この事前協議の結果を受け、2名の地権者に対し土地売買の申し入れを行ったところ、それぞれ承諾をいただいたことから、土地売買に係る契約を締結し、建設用地の確保に至りました。

これを受け、7月24日付けで施設本体の建築工事に係る入札公告を行い、8月24日に入札を実施しました。その結果、施設本体の建築工事のうち、建築主体及び機械設備工事については落札者が決定し、今議会に工事請負契約の締結議案を提案しているところですが、電気設備工事については参加者全てが最低制限価格を下回ったことから失格となり、不落となりました。このため、電気設備工事については、不落となった原因の究明等を行ったうえで、再度の入札を行うこととしており、早急に準備を進めているところです。

7月25日から実施している文化的施設の愛称募集については、9月12日現在で全国から約500件の応募をいただいています。応募期間は9月22日までとしますので、まだ応募をされていない町民の皆様方におかれましては、ぜひとも素敵な愛称をご応募いただくようお願いします。

■ 農業・畜産関係大型事業の完成、稼働について

令和4年度に国の事業採択を受け、JA高知県が事業主体となり総事業費6億4,978万円をかけて整備してきました「強い農業づくり総合支援事業」によるニラの集出荷施設については、令和5年7月に全ての工事が完了し、去る8月4日に神事並びに竣工式が執り行われ、現在は本格的な稼働を迎えています。これにより、四万十管内の生産者約70戸、22.5ヘクタールと幡多管内の黒潮町、四万十市、宿毛市の生産者約30戸、13ヘクタールの受け皿として、計量、結束、包装作業を一貫して行うことで年間約2,400トンの取扱いが可能となり、集出荷作業並びに販売流通経路の効率化が図られることから、今後より一層ニラ産地の振興のために農家所得の向上及び経営の安定化を目指し取り組みます。

次に、「畜産競争力強化整備事業」についてですが、この事業は、四万十ポークブランド推進協議会が事業主体となり、志和地区の有限会社渡辺畜産へ養豚

畜舎を整備したものです。令和２年度より県の大規模畜産施設整備事業の活用により土地造成工事に着手し、令和４年度より本体工事であります繁殖豚舎、分娩豚舎、離乳舎などの施設整備を進め、総事業費６億５,７９４万円をかけて本年７月に全ての工事が完了しました。これにより、令和９年度を最終目標とする年間出荷頭数は９,０８２頭となり、令和２年度ベースで約３,４００頭、率にして６０％の増加を見込んでおります。県下有数の畜産業のまちとして、今後も生産基盤の強化、四万十ポークなど地域ブランドの確立を目指し必要な支援策に取り組めます。

■ 小学校の統合（適正配置計画の推進）について

小学校の統合については、統合時期を令和６年４月から令和７年４月以降に運用方針を見直し、これまで各地区で説明会や協議を進めてきたところです。

その中で、興津小学校については、これまでの協議の結果、興津地区の皆さまには、保護者の意向を尊重していただき、来年４月に東又小学校へ統合することとしています。両校においては、スムーズな統合に向けての準備と児童が統合後の環境変化に対応できる体制等の整備に努めています。また、興津小学校及び同地区では、「閉校記念事業実行委員会」を組織し、３月下旬の閉校式等に向けて準備を進めています。

続いて、十和地域については、計画どおり昭和小学校を十川小学校へ統合する方向で、保護者の皆さまを中心に意見交換や協議を進めてきました。

この度、昨年度末に実施した保護者アンケートにおいて、概ね賛成が７割を超えるという結果と、両校区でさらに深めていただいた協議から、令和７年４月の統合に向けて進めることが確認されましたので、このことを受け、昭和地区の保育所及び小学校の保護者の同意を得たところです。

今後は、地域の皆さまに理解と協力が得られるよう説明を行い、小学校及び中学校がそれぞれ１校となる十和地域の魅力ある教育環境の充実に向け、協議をさらに進めていく予定です。

一方で、北ノ川小学校区では、「北ノ川小学校の存続を求める嘆願書」が６０２筆の署名を添えて同ＰＴＡから、また、同校区の区長の連名で「北ノ川小学校統合計画に関する意見・要望書」が提出されています。

これらの意見も踏まえ、学校や地域の状況を考慮しながら子どもたちのより良い教育環境の充実に目指し、保護者や地域との意見交換や協議を進めていき

たいと考えています。

今後も小学校の統合に関しては、子どもたちのより良い教育環境の充実を目指すとともに、地域とともにある小学校の特質を踏まえながら保護者等の同意や地域の理解を得て進めることとしています。

■ 町職員の懲戒処分等について

本事案は、四万十町民生委員・児童委員の委嘱、解嘱に必要な事務処理を約半年間怠ったことにより、公務員の信用を失墜させるとともに、町民の皆様にご迷惑をお掛けした不祥事であり、心からお詫び申し上げます。

担当職員は昨年12月、四万十町民生委員・児童委員候補者の推薦を県に進達していましたが、その後、県から書類不備の指摘を受けたにも関わらず、関係書類を整えないまま、約半年間放置していました。

また、12月の県への進達手続きにあたり、四万十町民生委員推薦会委員長の決裁を受けずに書類を作成していた事実も判明しました。

今回の不祥事は、民生委員の活動に必要な委嘱状及び民生委員証が手元に届かないことを不審に思った民生委員からの指摘を受け、町の内部調査により発覚したものです。

このため、同日付けで健康福祉課の職員を停職3か月の懲戒処分にするともに、当時の同課課長を厳重注意処分としました。

なお、健康福祉課については、関係者との早期の信頼回復に取り組むため、処分と同日に係長職の兼務発令を行うとともに、当該職員の停職に伴う事務事業の遅延等を防止する観点から、9月1日付けの人事異動も行ったところです。

今回の事案に関しては、町民の皆様の信用を損なうものとして厳粛に受け止め、職務の内外を問わず、公務員としての自覚を促すとともに、より一層、綱紀保持と服務規律の徹底を図り、町民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。

町民の皆様に対し、重ねて深くお詫び申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。